

徳島県国民健康保険運営方針（案）について

1 改定の趣旨

国民健康保険制度の改革により、平成 30 年度から、県と市町村がともに国民健康保険の運営を担っており、県と市町村が一体となって、保険者の事務を共通認識のもとで実施するとともに、各市町村が事業の広域化や効率化を推進できるよう、平成 29 年 12 月に「徳島県国民健康保険運営方針」を策定し、県及び市町村で相互に連携を図りながら、新制度の円滑な施行に取り組んでいる。

新制度施行後 3 年目となり、国民健康保険を巡っては、今般の「財政運営の都道府県単位化」の趣旨を踏まえ、国保財政の健全化に向け、受益と負担の見える化の推進が求められているほか、人生 100 年時代を見据え、保険者の予防・健康インセンティブの強化等が図られているところである。

今後、こうした動きに適確に対応しつつ、引き続き、県及び市町村が連携し、国保の持続的かつ安定的運営の実現に向けて取り組みを進めるため、この度、運営方針を改定する。

2 運営方針の期間

令和 3 年 4 月から令和 6 年 3 月まで

3 主な改定内容

- ・ 納付金等の算定方式に係る「資産割」の廃止
- ・ 保険料水準の在り方についての検討
- ・ 保険者努力支援制度の県交付分の重点配分
- ・ 保険料の収納率目標の改定

4 スケジュール

10 月	パブリックコメント 市町村への意見照会
11 月	国民健康保険運営協議会 県議会に運営方針（案）を報告
12 月（予定）	運営方針の答申・策定